

様式第2号の1-②【(1)実務経験のある教員等による授業科目の配置】

※専門学校は、この様式を用いること。大学・短期大学・高等専門学校は、様式第2号の1-①を用いること。

学校名	群馬県高等歯科衛生士学院
設置者名	公益社団法人 群馬県歯科医師会

1. 「実務経験のある教員等による授業科目」の数

課程名	学科名	夜間・通信制の場合	実務経験のある教員等による授業科目の単位数又は授業時数	省令で定める基準単位数又は授業時数	配置困難
歯科衛生士過程	歯科衛生士科	夜・通信	57 単位	9 単位	
		夜・通信			
		夜・通信			
		夜・通信			
(備考)					

2. 「実務経験のある教員等による授業科目」の一覧表の公表方法

学院 HP (https://guns-eisei.com/)

3. 要件を満たすことが困難である学科

学科名
(困難である理由)

様式第2号の2-②【(2)-②外部の意見を反映することができる組織への外部人材の複数配置】

※ 様式第2号の2-①に掲げる法人以外の設置者（公益財団法人、公益社団法人、医療法人、社会福祉法人、独立行政法人、個人等）は、この様式を用いること。

学校名	群馬県高等歯科衛生士学院
設置者名	公益社団法人 群馬県歯科医師会

1. 大学等の教育について外部人材の意見を反映することができる組織

名称	
役割	<p>学院理事会を設置し、下記事項について審議、協議等を行い、群馬県高等歯科衛生士学院の円滑な運営を図る。</p> <p>(1) 学院長の諮問、(2) 学則及び諸規則の制定及び改廃、(3) 教職員の人事、(4) 学院疏泄の管理運営、(5) 事業計画の承認、(6) 事業報告の承認、(7) 授業料その他経費、(8) 歳入歳出予算及び決算、(9) その他学院運営に関すること</p>

2. 外部人材である構成員の一覧表

前職又は現職	任期	備考（学校と関連する経歴等）
歯科医院 院長（現職）	2019.6.20～ 2023.6	歯科医師として長く歯科医療に携わり、数多くの歯科衛生士を指導・監督する立場にある。 現歯科医師会副会長
歯科医院 院長（現職）	2019.6.20～ 2023.6	歯科医師として長く歯科医療に携わり、数多くの歯科衛生士を指導。監督する立場にある。 現歯科医師会専務理事
（備考）		

様式第2号の3 【(3)厳格かつ適正な成績管理の実施及び公表】

学校名	群馬県高等歯科衛生士学院
設置者名	公益社団法人 群馬県歯科医師会

○厳格かつ適正な成績管理の実施及び公表の概要

<p>1. 授業科目について、授業の方法及び内容、到達目標、成績評価の方法や基準その他の事項を記載した授業計画書(シラバス)を作成し、公表していること。</p>	
<p>(授業計画書の作成・公表に係る取組の概要)</p> <p>授業計画書(シラバス)は毎年3月に各講師に作成依頼し、提出していただく。提出された計画書は、年度末の教授会にて内容を審査していただく。記載内容は、授業形態、授業計画、授業内容、回数、目標、成績評価の方法等とする。4月に学生へ配布する。</p>	
授業計画書の公表方法	学院HP (https://guns-eisei.com/)
<p>2. 学修意欲の把握、試験やレポート、卒業論文などの適切な方法により、学修成果を厳格かつ適正に評価して単位を与え、又は、履修を認定していること。</p>	
<p>(授業科目の学修成果の評価に係る取組の概要)</p> <p>成績評価は、学年末において各授業科目の修了時点に行う試験、実習成果、履修状況等を総合的に勘案して行う。ただし、出席時数が各授業科目の授業時数の3分の2(臨地・臨床実習においては5分の4)に達しない者は授業科目について評価を受けることができない。</p> <p>学生の成績は、シラバス等で示された授業の到達目標に対する学生の学習到達度によって評価されるものとする。</p> <p>成績の評価は、優、良、可を合格、不可を不合格とする。</p> <p>100点を満点とし、優は80点以上、良は70点以上80点未満、可は60点以上70点未満、60点未満を不可とする。</p>	

<p>3. 成績評価において、GPA等の客観的な指標を設定し、公表するとともに、成績の分布状況の把握をはじめ、適切に実施していること。</p> <p>(客観的な指標の設定・公表及び成績評価の適切な実施に係る取組の概要) 学生の成績は、シラバス等で示された授業の到達目標に対する学生の学習到達度によって評価されるものとする。 成績の評価は、優、良、可を合格、不可を不合格とする。 100点を満点とし、優は80点以上、良は70以上80点未満、可は60点以上70点未満、60点未満を不可とする。 不可になった学生に対し、再試験を行う。再試験における成績評価は可を上限とする。 また卒業時の褒章においても活用している。 成績評価については学則、学生要覧で学生にオリエンテーションを行っている。</p>	
<p>客観的な指標の 算出方法の公表方法</p>	<p>学院HP (https://gunsi-eisei.com/)</p>
<p>4. 卒業の認定に関する方針を定め、公表するとともに、適切に実施していること。</p> <p>(卒業の認定方針の策定・公表・適切な実施に係る取組の概要) 卒業要件は、3年以上在学し、学則に定めた単位数を修得し、学則に規定する卒業認定を経ること。 学則第10条に定める授業科目の成績評価に基づいて学院長は課程修了の認定を行う。</p>	
<p>卒業の認定に関する 方針の公表方法</p>	<p>学則及び学生要覧にて公表している。</p>

様式第2号の4-②【(4)財務・経営情報の公表（専門学校）】

※専門学校は、この様式を用いること。大学・短期大学・高等専門学校は、様式第2号の4-①を用いること。

学校名	群馬県高等歯科衛生士学院
設置者名	公益社団法人 群馬県歯科医師会

1. 財務諸表等

財務諸表等	公表方法
貸借対照表	学院 HP (https://gunsi-eisei.com/)
収支計算書又は損益計算書	同上
財産目録	同上
事業報告書	同上
監事による監査報告（書）	同上

2. 教育活動に係る情報

①学科等の情報

分野		課程名	学科名	専門士	高度専門士		
医療		歯科衛生専門課程	歯科衛生士科	○			
修業年限	昼夜	全課程の修了に必要な総授業時数又は総単位数	開設している授業の種類				
			講義	演習	実習	実験	実技
3年	昼	2578 単位時間/単位	1482 単位時間 /単位	16 単位時間 /単位	1080 単位時間 /単位	単位時間 /単位	単位時間 /単位
生徒総定員数		生徒実員	うち留学生数	専任教員数	兼任教員数	総教員数	
150人		143人	人	4人	40人	44人	

カリキュラム（授業方法及び内容、年間の授業計画）
（概要）授業計画書（シラバス）は毎年3月に各講師に作成依頼し、提出していただく。記載内容は、授業形態、授業計画、授業内容、回数、目標、成績評価の方法等とする。4月に学生へ配布する。
成績評価の基準・方法
（概要）成績評価は、学年末において各授業科目の修了時点に行う試験、実習成果、履修状況等を総合的に勘案して行う。ただし、出席時数が各授業科目の授業時数の3分の2（臨地・臨床実習においては5分の4）に達しない者は授業科目について評価を受けることができない。 学生の成績は、シラバス等で示された授業の到達目標に対する学生の学習到達度によって評価されるものとする。 成績の評価は、優、良、可を合格、不可を不合格とする。 100点を満点とし、優は80点以上、良は70以上80点未満、可は60点以上70点未満、60点未満を不可とする。

卒業・進級の認定基準
<p>(概要) 卒業：卒業要件は、3年以上在学し、学則に定めた単位数を修得し、学則に規定する卒業認定を経ること。学則第10条に定める授業科目の成績評価に基づいて学院長は課程修了の認定を行う。</p> <p>進級：在学年次に配当されている必修科目の試験にすべて合格した場合に、在学年次の1年上の学年に進級することができる。</p>
学修支援等
<p>(概要) 長期休暇時に補講を実施している。成績不振者に対する個人面談を行っている。2年次学年末に保護者会、および四者面談を行っている。</p>

卒業生数、進学者数、就職者数（直近の年度の状況を記載）			
卒業生数	進学者数	就職者数 (自営業を含む。)	その他
40人 (100%)	0人 (0%)	40人 (100%)	0人 (0%)
(主な就職、業界等) 歯科医院			
(就職指導内容) 就職活動のための講義、卒業生就職説明会、外部講師によるセミナー（履歴書作成・面接指導）社会保険労務士による特別講義			
(主な学修成果（資格・検定等）) 歯科衛生士			
(備考)（任意記載事項）			

中途退学の現状		
年度当初在学者数	年度の途中における退学者の数	中退率
138人	3人	2.2%
(中途退学の主な理由) 進路変更、学力不振のため		
(中退防止・中退者支援のための取組) 学生および保護者との面談		

②学校単位の情報

a) 「生徒納付金」等

学科名	入学金	授業料 (年間)	その他	備考 (任意記載事項)
歯科衛生 士科	100,000 円	480,000 円	120,000 円	
	円	円	円	
	円	円	円	
	円	円	円	
修学支援 (任意記載事項)				

b) 学校評価

自己評価結果の公表方法 (ホームページアドレス又は刊行物等の名称及び入手方法) 学院 HP (https://gunsui-eisei.com/)		
学校関係者評価の基本方針 (実施方法・体制)		
自己評価並びに学校関係者評価を基に、学院教授会で今後の課題と具体的対応策を検討し、学院理事会で継続的に検討や協議を重ね、群馬県歯科医師会理事会に諮りながら、よりよい専門的な職業教育が行えるよう、教育活動や学校運営の改善をめざしている。また、各評価結果について学校ホームページ上に公開し、広く意見や感想等を求めることで社会的評価の向上をめざしている。具体的な指導・助言としては、歯科衛生士としての意識向上策、組織的な学校運営に向けた改善、大学との教育連携の強化、学習意欲の向上や国家試験対策の改善、修学支援制度の適切な運用、学校の特色の外部発信等広報の工夫、学校評価事業の充実等々多岐にわたるものとなっており、学校運営の改善が図られている。		
学校関係者評価の委員		
所属	任期	種別
村山歯科医院院長	2019. 6. 20～2023. 6	学院理事会
中野歯科医院院長	2019. 6. 20～2023. 6	学院理事会
高松歯科医院院長	2021. 6. 20～2023. 6	学院理事会
モリシマ歯科医院院長	2019. 6. 20～2023. 6	学院理事会
高瀬歯科医院院長	2019. 6. 20～2023. 6	学院理事会
高橋歯科医院院長	2021. 6. 20～2023. 6	学院理事会
斉藤歯科医院院長	2019. 6. 20～2023. 6	学院理事会
佐野歯科医院院長	2019. 6. 20～2023. 6	学院理事会
みやこ歯科院長	2019. 6. 20～2023. 6	学院理事会
割田デンタルクリニック院長	2019. 6. 20～2023. 6	学院理事会
小川歯科クリニック院長	2019. 6. 20～2023. 6	学院理事会
税理士法人本島事務所長	2019. 6. 20～2023. 6	学院理事会

学校関係者評価結果の公表方法
(ホームページアドレス又は刊行物等の名称及び入手方法) 学院 HP (https://gunsui-eisei.com/)
第三者による学校評価 (任意記載事項)

c) 当該学校に係る情報

(ホームページアドレス又は刊行物等の名称及び入手方法) 学院 HP (https://gunsui-eisei.com/)
--

(別紙)

※この別紙は、更新確認申請書を提出する場合に提出すること。

※以下に掲げる人数を記載すべき全ての欄について、該当する人数が1人以上10人以下の場合には、当該欄に「-」を記載すること。該当する人数が0人の場合には、「0人」と記載すること。

学校名	群馬県高等歯科衛生士学院
設置者名	公益社団法人 群馬県歯科医師会

1. 前年度の授業料等減免対象者及び給付奨学生の数

		前半期	後半期	年間
支援対象者 (家計急変による者を除く)		9人	0人	9人
内 訳	第Ⅰ区分	8人	0人	
	第Ⅱ区分	1人	0人	
	第Ⅲ区分	0人	0人	
家計急変による支援対象者 (年間)				0人
合計 (年間)				9人
(備考)				

※本表において、第Ⅰ区分、第Ⅱ区分、第Ⅲ区分とは、それぞれ大学等における修学の支援に関する法律施行令(令和元年政令第49号)第2条第1項第1号、第2号、第3号に掲げる区分をいう。

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

2. 前年度に授業料等減免対象者としての認定の取消しを受けた者及び給付奨学生認定の取消しを受けた者の数

- (1) 偽りその他不正の手段により授業料等減免又は学資支給金の支給を受けたことにより認定の取消しを受けた者の数

年間	0人
----	----

- (2) 適格認定における学業成績の判定の結果、学業成績が廃止の区分に該当したことにより認定の取消しを受けた者の数

	右以外の大学等		
	年間	前半期	後半期
短期大学（修業年限が2年のもの に限り、認定専攻科を含む。）、高等 専門学校（認定専攻科を含む。）及 び専門学校（修業年限が2年以下の ものに限る。）			
修業年限で卒業又は修了 できないことが確定	人	0人	0人
修得単位数が標準単位数 の5割以下 (単位制によらない専門学校に あつては、履修科目の単位時間 数が標準時間数の5割以下)	人	0人	0人
出席率が5割以下その他 学修意欲が著しく低い状況	人	0人	0人
「警告」の区分に 連続して該当	人	0人	0人
計	人	0人	0人
(備考)			

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

上記の(2)のうち、学業成績が著しく不良であると認められる者であつて、当該学業成績が著しく不良であることについて災害、傷病その他やむを得ない事由があると認められず、遡って認定の効力を失った者の数

右以外の大学等		短期大学（修業年限が2年のもの に限り、認定専攻科を含む。）、高等 専門学校（認定専攻科を含む。）及 び専門学校（修業年限が2年以下の ものに限る。）			
年間	人	前半期	0人	後半期	0人

- (3) 退学又は停学（期間の定めのないもの又は3月以上の期間のものに限る。）の処分を受けたことにより認定の取消しを受けた者の数

退学	0人
3月以上の停学	0人
年間計	0人
(備考)	

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

3. 前年度に授業料等減免対象者としての認定の効力の停止を受けた者及び給付奨学生認定の効力の停止を受けた者の数

停学（3月未満の期間のものに限る。）又は訓告の処分を受けたことにより認定の効力の停止を受けた者の数

3月未満の停学	0人
訓告	0人
年間計	0人
(備考)	

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

4. 適格認定における学業成績の判定の結果、警告を受けた者の数

	右以外の大学等	短期大学（修業年限が2年のもの に限り、認定専攻科を含む。）、 高等専門学校（認定専攻科を含 む。）及び専門学校（修業年限が 2年以下のものに限る。）	
		年間	前半期
修得単位数が標準単位数 の6割以下 (単位制によらない専門学校に あつては、履修科目の単位時間 数が標準時間数の6割以下)	人	0人	0人
GPA等が下位4分の1	人	0人	2人
出席率が8割以下その他 学修意欲が低い状況	人	0人	0人
計	人	0人	2人
(備考)			

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。